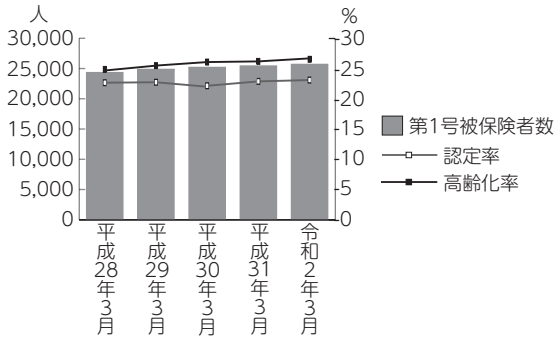
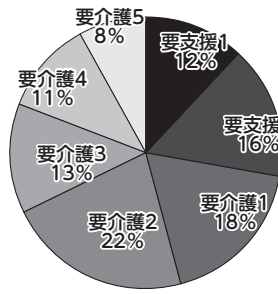


高齢化率と認定率の推移



介護認定の状況 (令和2年3月)



令和2年3月末の第1号被保険者数は、25,824人、高齢化率は25.8%となっています。

そのうち、5,755人が介

介護保険

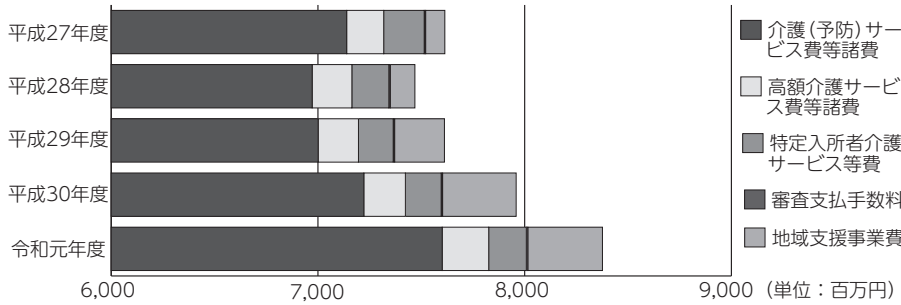
問合先 介護保険課

介護保険の運営状況

介護認定を受けており、認定率は22.3%となっています。

少子高齢化に伴い高齢化率は年々増加しています。平成30年3月まで認定率は減少する傾向でしたが、平成31年3月には上昇に転じました。平成30年7月頃から、介護の必要性が高くなる後期高齢者数(75歳以上)が前期高齢者数(75歳未満)を初めて上回るようになったことが

介護給付費等の推移



一つの要因ではないかと思われる。

また、令和2年3月の介護認定の状況を見ると、要支援の認定を受けている人が28%、要介護認定を受けている人が72%となっています。介護度別の割合を見ると、要介護1と要介護2の人の合計が40%、要介護3から要介護5が32%で、要支援を含めた軽度者の割合が高くなっています。

次に、介護給付費等の状況をみると、令和元年度の総合計は83億8千万円となり、平成30年度に比べ、5.2%の伸びとなりました。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では平成24年度より負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費など適正化事業の取組を進めています。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進、介護予防への取組、また、介護保険料の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険

問合先 国保年金課

「任意継続制度」って?

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額(限度額あり)です。退職日の翌日から20日以内(厳守)に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きをしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するかをよく検討してください。



加入・脱退の届出は14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日(*)から14日以内(厳守)に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります(最長2年間)。保険料も届出月ではなく加入月(資格取得月)から負担することになり、届出が遅れた期間は保険での医療費負担も原則できませんので、注意してください。

(*) 喪失日: 健康保険の資格が切れた日

65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

介護保険料 4月1日現在（転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日）の世帯員の住民税課税状況と、本人の前年中の課税年金収入額や合計所得金額（*）、住民税課税状況により決定します。（保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください。）保険料決定額は納入通知書にてお知らせします。

（*）**合計所得金額**…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額）を言います。（扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。）※保険料の算定は土地・家屋に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。

所得税確定申告にかかる証明

申請・問合せ先 介護保険課

■在宅の要介護者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」をおむつ使用証明書に代えることができます。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体障害者に準じる者と認定される場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合は、証明手数料（400円）が必要です（即日交付はできません）。



■納めた介護保険料の社会保険料控除

1月～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象とすることができます。特別徴収（年金天引き）した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。

普通徴収（納付書・口座振替）で納めた介護保険料がある人には、「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収（年金天引き）で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。



12月は国民健康保険料 徴収強化月間

【納付は必ず納期限内に】

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくことにもなります。また、未納のままにしておくと、保険証の有効期間や保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることになります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した人へ

主たる生計維持者（世帯主）の令和2年中の事業収入や給与収入が前年に比べて10分の3以上減少している場合は、申請により国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免を受けられることがあります。

申請には、収入を証明する書類などが必要となりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先 国保年金課



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談や国民健康保険の加入（他の健康保険からの切替）・資格喪失手続きもできます。

- 12月14日(月)～18日(金)
午後5時30分～午後8時
- 12月13日(日) 午前9時～正午

場所・問合せ先 国保年金課

※保険料は納期限までに納めてください。納付困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。